

令和7年第12回農業委員会総会会議録

令和7年第12回船橋市農業委員会総会を12月8日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	穴倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

武藤 英夫	伊豆丸 智也
-------	--------

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第12回農業委員会総会を開催いたします。 傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 10番、藤家雅子委員と、11番、藤平尚志委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、穴倉審査班長の報告を求めます。

宍倉審査班長

それでは、今日 3 日、小川 晃委員、武藤 英夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書 2 ページ、地図 1 から 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 1 につきましては、鈴身町に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は 2 名、従事日数は 4 5 0 日、農機具を一式保有しております。

続きまして、議案書 2 ページ、地図 3 から 8 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 2 につきましては、八木が谷で幼稚園を営む学校法人である譲受人が、当該農地を取得し、幼児教育の事業の一環として当園園児に農業体験を行うための農園として使用するものです。また、譲渡人は当該学校法人の理事長であります。

なお、当該法人は幼児教育の事業を行うことを目的として設立された法人であり、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハの規定にある不許可の例外により、農地の権利取得が可能となっております。

以上、2 議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われまふ。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めまふ。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第 3 条許可申請について、議案第 1 号の 3 を上程いたします。

議長

本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めまふ。

金子審査班長

着座にて失礼しまふ。

それでは、今日 3 日、高橋 光一委員、伊豆丸 智也推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書２ページ、地図９から１０ページをご覧ください。

議案第１号の３につきましては、馬込西に在住の譲受人が、当該農地を贈与により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は３名、従事日数は８００日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

小さい面積の農地ですけれども、具体的にはこういった目的なのでしょうか。

議長

高橋委員。

高橋委員

私、一緒に金子委員と現地に行ったのですが、登記は譲渡人の畑だけでも、もう売買が終わっている土地にブロックがあり、それが曲がってできています。その残りの部分が譲渡人の土地として残っており、それが不要となったので、譲受人に贈与するという形に今回なりました。

石山委員

隣の土地が譲受人の土地ですか。

高橋委員

向かいがそうです。だから、そこに贈与する形となります。

石山委員

分かりました。

議長

石山委員、よろしいですか。

石山委員

はい。

議長

ほかに何か、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

局長
議長
宍倉審査班長

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

本議案につきまして、宍倉審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図11から13ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、市内で建築工事業を営む法人から要望を受け、駐車場として整備し、貸し出すものです。

申請地は田及び畑で、隣接地は田、用悪水路及び道路となっており、整備にあたり周囲には単管パイプ柵を施工し、また、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地は申請人所有の農地以外はありません。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集団的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の2を上程いたします。

議長	本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。
金子審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。
	議案書3ページ、地図14から16ページをご覧ください。
	議案第2号の2につきましては、隣接地の宅地開発により隣接地の前面道路の道幅が広がることに伴い、本申請地前面の道路についても、歩行者や車両の通行の安全性を考慮し、所有者が道路に転用するものです。
	申請地は畑で、隣接地は畑、既に転用許可済の畑及び道路となっており、整備にあたり隣接する農地側にはロープ柵を施工し、また、雨水は市道内の側溝に排出することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま
	す。
	なお、申請地に隣接する農地は申請人所有の農地以外はありません。
	資力については、既に支払済の領収書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。
	農地の区分については、申請地が馬込沢駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。
	以上、本議案につきましては、許可相当と思われま
議長	す。
	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま
	す。
	全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。
	局長。
局長	農地法第5条許可申請について議案第3号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、宍倉審査班長の報告を求めま
宍倉審査班長	す。
	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書４ページ、地図１７から１９ページをご覧ください。

議案第３号の１につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第３４条第１１号により、特定建築条件付売買予定地４棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は現況宅地の畑、現況道路の畑、宅地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、雨水は貯留施設、汚水・雑排水は浄化槽をそれぞれ設置して、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する畑は現況が宅地及び道路であるため、隣接地に農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、住宅地や事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第３種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長
議長
金子審査班長

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の2から3を上程いたします。

本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図20から22ページをご覧ください。

議案第3号の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地6棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、雨水は貯留施設、汚水・雑排水は浄化槽をそれぞれ設置して、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

申請地が、水道管・下水道管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、教育施設である夏見台幼稚園と、医療施設である船橋クリニックがあることから第3種農地と判断します。

続きまして、議案書4ページ、地図23から25ページをご覧ください。

議案第3号の3につきましては、譲受人となる事業者が、当該地を一時的に無償で借り受け、現在休耕田となっている当該地に、農地を効率的に活用することを目的として、土砂等を搬入し畑とする農地造成を行うものです。なお、造成工事が完了したら速やかに農地として使用できるよう、作付け計画書、農地復元誓約書、作付け誓約書が提出されております。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、土砂等が流出しないよう、隣接地との境には木柵を施工することから、隣

接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく特定事業許可事前協議済書が添付されております。埋立て高は、約0.6メートル程度であり、農地造成後は譲渡人である所有者が作付けすることを確認しております。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が、集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員 議案第3号の3について、ここを畑にするということですが、周りは田のままなののでしょうか。それとも畑が混在しているのでしょうか。

高橋委員 反対側は畑となります。

石山委員 田と畑が混在しているのでしょうか。

金子審査班長 はい、しています。ジャガイモを作付けするとのことでした。

石山委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにご意見、ご質問等、ご異議等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 大丈夫でしたら、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長	農地法第 5 条許可申請について、議案第 3 号の 4 から 8 を上程いたします。
議長	本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、藤城孝義会長職務代理者は利害関係者に該当します ので退席を求めます。
	藤城孝義会長職務代理者退室
議長	それでは、本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。
金子審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。 議案書 4 から 5 ページ、地図 2 6 から 2 8 ページをご覧ください。 議案第 3 号の 4 から 8 につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。 議案第 3 号の 4 から 8 につきましては、建築工事業を営む譲受人が、当該地を取得し、隣接の雑種地と併せて資材置場及び車両置 場として整備するものです。 申請地は田で、隣接地は用悪水路及び雑種地となっており、整備に当たり周囲には万能合板を施工し、雨水は砕石敷きによる自然 浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。なお、申請地に隣接する農地はありません。 資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。 農地の区分については、申請地が、集団的農地として、おおむね 1 0 ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に 近接していることから、第 2 種農地と判断します。 以上、5 議案につきましては、許可相当と思われます。
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

藤城孝義会長職務代理者、入室をお願いします。

藤城孝義会長職務代理者入室

議長

局長。

局長

特定農地貸付けの承認申請について、議案第４号の１を上程いたします。

議長

本議案につきまして、穴倉審査班長の報告を求めます。

穴倉審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書６ページ、地図２９から３１ページをご覧ください。

議案第４号の１につきましては、特定農地貸付けの承認申請についてでございます。本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第１項に基づき、承認申請が提出されたもので、目的は市民農園の開設です。

申請地は、大穴北３丁目の現況樹園地の山林、１筆の一部で、面積は８，６０４平方メートルのうち３，１００平方メートルで、市街化調整区域内の農地であります。総区画数は８１区画で、各区画は３０平方メートルから４２平方メートルとなっております。

本申請に先立ち、令和７年１１月２１日付で船橋市と農地所有者である開設者との間で、法律に規定されている貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。貸付協定において、開設者が農地を適切に利用していないことが認められる場合には、協定を廃止する旨などがうたわれております。

また、申請書に添付された農地所有者と利用者の間で取り交わす特定農地貸付規程にて、１０アール未満の農地の貸し付けで、広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が５年を超えないこと等が確認できました。これらは、特定農地貸付けに係る基準を満たすものと認められます。

以上、本議案につきましては、承認相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員

登記地目が山林であるにもかかわらず、今の審査班長の説明だと農地ということですので、現況が農地であれば地目が山林でも農地とみなして手続きを行うということで理解してよろしいでしょうか。

議長	事務局。
事務局	事務局です。石山委員のおっしゃるとおり、現況で判断いたしますので、地目が山林であっても、現況が畑でしたので畑という形になります。
石山委員	もう一ついいですか。
議長	はい、どうぞ。
石山委員	ということは、山林で木が生えていて、それを抜根して現況の農地のようにすれば農地とみなされると考えてもよろしいのですか。
議長	事務局。
事務局	耕作できる状態にしておくことというのが農地の大前提です。加えて、肥培管理等を行ってれば田、畑となります。
石山委員	もしそのような状態にすれば、その瞬間から農地とみなされるのですか。
議長	事務局。
事務局	農業委員会で、農地台帳に載せることになります。農地台帳に載せるまでの調査等は必要になりますので、その辺を客観的な目で見て、現況で判断するという形になってくると思います。
石山委員	ありがとうございます。
議長	齋藤委員。
齋藤委員	ふるさと農園ということですが、体験型とはまた違うということですよね。その違いを再度説明していただければ。農地を持っている人が指導するのではないのですね。
議長	小川委員。
小川委員	そこは、土地所有者は関与しないとのことでした。8反あるのですが、8反の半分は今回ふるさと農園にということですが、半分は既に地主が区分けして、市民農園として貸してあり、後から市のふるさと農園として貸すことになりました。
議長	事務局、補足ありますか。
事務局	事務局でございます。今の小川委員の説明に補足をさせていただきます。

今、小川委員からお話しのありました半分という話は、齋藤委員がおっしゃった所有者指導の下、農作業を手伝ったりとか、収穫作業をしたりというのが農園利用方式という、法律を介さない、貸し借りというよりは、農地所有者の利用の下に農作業をしている、体験しているという形、これが農園利用方式というものです。今回上がってきたものに関しましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づいて、農園の所有者が指導の下というよりかは、所有者と市が協定を結んでこういう市民農園を開設します。所有者の方が利用者という最終的に借りる方に対して、区画や細かい決まり事を作って、法律を入れて開設するというのが今回のものになります。したがって、最終形は似ているのですけれども、適用されている法律や農園の所有者が指導の下にやるかどうかということに違いがあります。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

今のお話を伺って、今後のことも含めて、いろんな農園方式があるので、今までは市の、広報で募集するということまで市が関わってくれて、それで区割りするときのお金も少し補助してくれる、そういう方式もあると思うので、できれば今度、色々な方式を一覧にまとめて皆さんに分かるようにしていただけると、すごく助かります。だんだんそういう地域が増えてきているので、できれば農園をやりたいという話も、近くでそういう話も聞いたりするので、そういうことが、私たち農業委員がはっきり、こういうふう違うというところを覚えて、ちゃんと指導していきたいと思いますので、そういう表をできたら作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

そうですね。そういう方式を分けて整理していただければ貸す側もいいですし、また逆に、こういうやり方は違法ですと、ということも付け加えておくと、間違った貸し方をしない手引になりますので、そういうのができると、農業委員の方も近所の方から相談されたときに、明確に答えられるような資料があるとうれしいなということですね。

齋藤委員

はい。

議長

その辺りは後に事務局で対応していただいて、こういうパターンがありますということと、これは違法ですという、そこまで入れていただければありがたいなと思います。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

議長	(「異議なし」の声あり) それでは、採決いたします。 本議案につきまして、特定農地貸付けの承認をすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって承認することに決しました。 局長。
局長	特定農地貸付けの承認申請について、議案第4号の2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。
金子審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。議案書6ページ、地図32から34ページをご覧ください。 議案第4号の2につきましては、特定農地貸付けの承認申請についてでございます。本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき、承認申請が提出されたもので、目的は市民農園の開設です。申請地は高根町の田1筆で、面積は844平方メートルで、市街化調整区域内の農地であります。総区画数は25区画で、各区画は16平方メートルから25平方メートルとなっております。 本申請に先立ち、令和7年11月14日付で、船橋市と農地所有者である開設者との間で、法律に規定されている貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。貸付協定において、開設者が農地を適切に利用していないと認められた場合には、協定を廃止する旨などがうたわれております。また、申請書に添付された農地所有者と利用者の間で取り交わす特定農地貸付規程にて、10アール未満の農地の貸付けで広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと等が確認できました。これらは、特定農地貸付けに関わる基準を満たすものと認められます。 以上、本議案につきましては承認相当と思われます。 以上です。 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、特定農地貸付けの承認をすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第5号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号の1につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案書は7ページです。

本件につきましては、西船に在住の申請人の父が令和7年3月に死亡したことにより、耕作農地25筆、計16,559平方メートルのうち、生産緑地である印内3丁目の畑5筆、計3,647平方メートルの持分2分の1である1,823.5平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農地の主たる従事者についての証明願について、議案第6号の1から2を上程いたします。

議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第 6 号の 1 から 2 は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は 8 ページです。
	1 につきましては、旭町に在住していた農業従事者が令和 6 年 1 2 月に死亡したことにより、当該土地の相続人から耕作地 1 6 筆、計 1 7, 2 8 5 平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている旭町 1 丁目の畑 3 筆、計 2, 2 8 5 平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため証明願が提出されました。 2 につきましては、西船に在住していた農業従事者が令和 7 年 3 月に死亡したことにより、当該土地の法定相続人 4 名から耕作地 2 5 筆、計 1 6, 5 5 9 平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている西船 5 丁目の畑 3 筆、印内 3 丁目の畑 3 筆及び本郷町の現況畑の田 3 筆、計 4, 6 1 2 平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため証明願が提出されました。 以上 2 議案につきましては、事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって認定することに決しました。
	局長。
局長	農用地利用集積等促進計画案について、議案第 7 号の 1 を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第 7 号の 1 につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は 9 ページです。
	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定において、市は農地中間管理機構の求めに応じて農用地利用集積等促

進計画の案を作成する場合、農業委員会の意見を聴くものとされており、また、同条第４項の規定において、市は農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を農用地利用集積等促進計画の案に添付して、農地中間管理機構へ提出する必要があることから、市長から農業委員会の承認をいただきたい旨の依頼がありました。

１は、金堀町の畑１筆９７５平方メートルに使用貸借による権利５年、以上を改正前の農業経営基盤強化促進法で設定した利用権が１２月に期限を迎えることから、継続して貸し借りをを行うものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

農用地利用集積等促進計画案について、議案第７号の２を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、藤城孝義会長職務代理者は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

————— 藤城会長職務代理者退室 —————

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第７号の２につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は９ページです。

２は、高根町の畑１筆１，０９４平方メートルに賃借権５年、以上を改正前の農業経営基盤強化促進法で設定した利用権が１２月に

期限を迎えることから、継続して貸し借りをを行うものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

藤城孝義会長職務代理者、入室を願います。

_____ 藤城会長職務代理者入室 _____

議長

局長。

局長

農用地利用集積等促進計画案について、議案第7号の3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第7号の3につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は9ページです。

3は、飯山満町1丁目の畑及び現況畑の雑種地2筆、計991平方メートルに賃借権5年、以上を新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

地目が雑種地で現況は畑ですが、現況は畑なのに何で雑種地だったのか、理由を教えてください。農地として管理してなかったということでしょうか。

議長	事務局。
事務局	登記地目が確かに雑種地でございまして、過去の経緯は存じ上げていないですけれども、現状は農地台帳にも掲載されていて、農業に供することができる土地でしたので、現況としては農地としてこちらの法律を適用でき、申請があった次第でございます。
議長	齋藤委員。
齋藤委員	実際、現実的に雑種地である場合に、それを例えば草がいっぱい生えていて、雑種地で登記されていた土地を畑にしたいくて、トラクターでうなってきれいにして、そうすればまた畑として登記すればできるのですよね。その手続は簡単にできるのかどうか、お聞きしたいのですけれども。
議長	事務局。
事務局	雑種地を、地目変更する場合は、法務局の手続を経ていただく必要があるかと思いますが、制度上は可能かと思われます。現状、こちらは農地ということで農地台帳に載っているもので、我々としては農地として判断しております。
議長	高橋委員。
高橋委員	先ほど、山林を畑として使うという議案がありましたが、今度は雑種地を畑として使うということで、それは同じようにできるということですか
議長	事務局。
事務局	そうです。1つの土地として、例えば市での課税地目が、実際の登記地目と現況地目と異なることは実際存在しているかと思いますが、こちらの議案で言うと、我々農業委員会としては農地と現況判断しておりますので、登記地目というよりは、現況地目で判断していて、先ほど申し上げたように、この土地が、現在、農地になっておりますので、農地として判断しているといったところになります。
高橋委員	農地として判断されるのと、山とか雑種地で現況判断されるのでは税金も変わってくると思います。
議長	事務局。
事務局	農地法で、農地台帳を年に1回以上、固定資産税の台帳及び住民基本台帳と突合するようには規定がありますので、我々も法律に

基づいてそういった作業をしているところで、基本的には固定資産税台帳の課税地目を現況地目として使用させていただいているので、その辺りの齟齬はないかなと考えております。市としての判断と同じく、固定資産税部門も我々も該当地は、現況は畑として判断しております。

議長 ただ、資産税課が雑種地の判断で、税金が農地より高いというのであれば、固定資産税の通知書が来たときに、異議申立てのある方はという文書が入っていると思いますので、異議申立てをしてこれは農地だからということで手続きをする。ただし、登記地目が異なるから駄目だと、資産税課としては登記地目を変えてくださいということを言うかもしれません。その場合、今度、登記所でそれはそれなりの手続きをしないといけないので、なかなか難しいというのは難しい。例えば、それが簡単にできてしまうと、例えば市街化区域の土地で雑種地のところを畑にしたら農地になるのかと。それは、農地として、農業委員会としては見ますけれども、資産税課や登記所は見ませんという話になるかもしれません。ですから、結局両方の合致する部分というのが難しくなってくるかなと思います。それはそれぞれでそれなりの手続きが必要となります。

齋藤委員 今質問したのは、そういう相談を受けているので、実際どうなのかなと思ったからです。固定資産税については資産税課とどうやり取りするかということになるのでしょうか。

議長 はい。資産税課が登記所で手続きをとってくれと言うかもしれませんが、その辺りは資産税課への異議申立てのところだと思います。よろしいでしょうか。

齋藤委員 はい、ありがとうございます。

高橋委員 はい。

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長 事務局より報告事項が 8 件ございます。

まず初めに、報告事項（１）、議案書は１０ページになります。農地法第３条の３の届出に係る受理通知書の交付について、１件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（２）、議案書は１１ページから１３ページになります。農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、１０月中に１４件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）、議案書は１４ページから１７ページになります。農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、１０月中に２３件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（４）、議案書は１８ページになります。農地法第５条の一時転用許可に伴う農地復元報告について、２件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、農地へ復元されていることを確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（５）、議案書は１９ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、３件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（６）、議案書は２０ページから２１ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、４件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認しましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（７）、議案書は２２ページになります。軽微な農地改良の届出書の受理について、１件の届出書を受理いたしました。

最後に、報告事項（８）、議案書は２３ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたのでご報告いたします。

報告は以上でございます。

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたします。（午後３時５６分）

次に、事務連絡がございます。

議長

事務局

事務連絡

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

連絡事項

議長

次に、農業委員だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員

連絡事項

長

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後４時２分第１２回農業委員会総会の閉会を宣言した。